

堺市公報 第317号	令和6年6月21日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	1
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	2
<公告>	
○堺市立町家歴史館山口家住宅の開館時間の延長について 【文化観光局歴史遺産活用部文化財課】	5
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	5
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○堺市原山公園の利用料金について 【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	14
<上下水道局公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	14

告 示

堺市告示第258号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市堺区高砂町4丁110番5及び110番7の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

ふっ素及びその化合物



堺市告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
美木多上12号線	南区美木多上1036番2地先	旧	2.23	44.20	≒0112
		新	2.45		
	南区美木多上1035番1地先	旧	3.23	44.20	
		新	4.51		

公 告

堺市公告第407号

堺市立町家歴史館条例（平成21年条例第24号）第28条第1項第2号の規定に基づき、堺市立町家歴史館山口家住宅の開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

1 施設名

堺市立町家歴史館山口家住宅

2 開館時間を延長する日時及び理由

(1) 日時

令和6年6月29日（土）及び30日（日） 10時～21時

(2) 理由

映画上映会の実施のため

~~~~~

堺市公告第408号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第3号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年6月6日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)  |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)     |       | 設定する利用権           |        |          |           |       |          |
|------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|-------------------|-------|-------------------|--------|----------|-----------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市中区福田320番地4     | 松谷 善功 | 中区辻之       | 1055   | 田    | 1,160               | 堺市中区辻之62番地        | 玉山 和英 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年9月1日 | 令和9年8月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 22     | 畑    | 852                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市中区深井水池町2859番地6 | 谷川 幸司 | 中区陶器北      | 1599   | 田    | 165                 | 堺市中区東山327番地       | 樋上 正彦 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年9月1日 | 令和9年8月31日 | -     | -        |
|                  |       |            | 1600-1 | 田    | 308                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 1602   | 田    | 528                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 1684   | 田    | 99                  |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市西区鳳南町2丁41番地    | 海老 安子 | 南区稲葉3丁     | 1690   | 田    | 62                  | 堺市北区百舌鳥西之町1丁215番地 | 坂口 富一 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日 | -     | -        |
|                  |       |            | 759    | 田    | 723                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
|                  |       |            | 760    | 田    | 723                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区豊田       | 1628-1 | 田    | 829                 | 堺市南区豊田886番地       | 中谷 孝  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日 | -     | -        |
|                  |       |            | 1629-1 | 田    | 538                 |                   |       |                   |        |          |           |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地   |       |          |           | 利用権を設定する者(貸手)               |              | 設定する利用権                   |        |          |            |           |              |
|-------------------|-------|--------------|-------|----------|-----------|-----------------------------|--------------|---------------------------|--------|----------|------------|-----------|--------------|
| 住所                | 氏名    | 所在           | 地番    | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                          | 氏名           | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市南区富蔵237<br>番地17 | 北尻 賢  | 南区富蔵         | 3546  | 田        | 2,069     | 堺市南区富蔵17<br>9番地1            | 辻野 保幸        | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日  | -         | -            |
|                   |       |              | 3547  | 田        | 1,558     |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
| 堺市中区東山568<br>番地   | 谷野 保博 | 中区福田         | 960-1 | 畑        | 991       | 堺市中区深井畑<br>山町272番地1         | 山本 伸治        | 使用貸借による<br>権利             | 畑として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日  | -         | -            |
|                   |       |              | 960-2 | 畑        | 1,001     |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
|                   |       |              | 961   | 畑        | 955       |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
| 堺市東区高松486<br>番地   | 谷 好勝  | 東区日置荘<br>原寺町 | 338   | 田        | 1,186     | 堺市東区日置荘<br>原寺町551番地         | 小北 晃平        | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日  | -         | -            |
|                   |       |              | 339-1 | 田        | 1,233     |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
|                   |       |              | 347   | 田        | 1,276     |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
| 堺市中区小阪587<br>番地   | 藤原 武平 | 中区陶器北        | 2251  | 田        | 400       | 堺市堺区旭ヶ丘<br>中町2丁2番31号        | 和田 和子        | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和11年6月30日 | -         | -            |
|                   |       |              | 2252  | 田        | 465       |                             |              |                           |        |          |            |           |              |
| 堺市東区八下町3<br>丁80番地 | 松島 亮次 | 東区八下町<br>3丁  | 16    | 田        | 1,114     | 堺市北区金岡町<br>2860番地5-203<br>号 | 以倉 啓充<br>外1名 | 使用貸借による<br>権利<br>(解除条件付)  | 畑として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日  | -         | -            |

| 利用権の設定を受ける者(借手)                        |       | 利用権を設定する農地 |     |          |           | 利用権を設定する者(貸手)        |       | 設定する利用権                   |        |          |           |           |              |
|----------------------------------------|-------|------------|-----|----------|-----------|----------------------|-------|---------------------------|--------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 住所                                     | 氏名    | 所在         | 地番  | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                   | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市南区檜尾137<br>6番地                       | 辻野 芳樹 | 南区檜尾       | 431 | 田        | 267       | 堺市南区桃山台<br>2丁4番3号    | 中井 由弘 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日 | -         | -            |
|                                        |       |            | 432 | 田        | 509       |                      |       |                           |        |          |           |           |              |
|                                        |       |            | 434 | 田        | 472       |                      |       |                           |        |          |           |           |              |
|                                        |       |            | 444 | 田        | 300       |                      |       |                           |        |          |           |           |              |
|                                        |       |            | 445 | 田        | 112       |                      |       |                           |        |          |           |           |              |
|                                        |       |            | 881 | 田        | 16        |                      |       |                           |        |          |           |           |              |
| 堺市中区大野芝<br>町60番地1シヤーマ<br>ンズすず穂102<br>号 | 西林 良祐 | 南区檜尾       | 883 | 田        | 2,489     | 泉大津市板原町<br>3丁目23番32号 | 藤原 榮弘 | 使用貸借による<br>権利             | 田として利用 | 令和6年7月1日 | 令和9年6月30日 | -         | -            |
|                                        |       |            | 884 | 田        | 112       |                      |       |                           |        |          |           |           |              |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市南区竹城台二丁17番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪狭山市大野台四丁目11番2号
株式会社メイビ
代表取締役 細川 伸二

~~~~~

堺市公告第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区大美野153番1及び153番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁613番地  
大和ハウス工業株式会社  
支配人 齋藤 英樹

堺市公告第411号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原山公園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市長 永 藤 英 機

（新設する利用料金）

1 屋内施設利用料金

共用（個人）・1回体験利用券

| 種別                     | 区分    | 利用料金   | 備考               |
|------------------------|-------|--------|------------------|
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン | 1人・1回 | 1,100円 | 回数券の利用は指定する当該月のみ |

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第91号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年6月21日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び予定数量  
有機物を含む清掃土砂等処分業務 580 t
  
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
  
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月7日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
D I N S 関西株式会社  
代表取締役 下地 正勝  
大阪府堺市西区築港新町1丁5-38
  
- 5 落札金額  
¥53,900- (1 t 当たりの税込単価)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年2月9日